

第 64 類

履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) もろい材料（例えば、紙又はプラスチックシート）製の使い捨ての足又は靴のカバーで更に別の底を取り付けてないもの。これらの製品は、構成する材料により該当する項に属する。
 - (b) 紡織用繊維製の履物で、甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しないもの（第 11 部参照）
 - (c) 第 63.09 項の中古の履物
 - (d) 石綿製品（第 68.12 項参照）
 - (e) 整形外科用の履物その他の機器及びその部分品（第 90.21 項参照）
 - (f) がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用スポーツウェア（第 95 類参照）
- 2 第 64.06 項において部分品には、くぎ、プロテクター、アイレット、フック、バックル、装飾品、ひも、レース、ポンポンその他のトリミング（それぞれ該当する項に属する。）及び第 96.06 項のボタンその他の物品を含まない。
- 3 この類においては、次に定めるところによる。
 - (a) ゴム又はプラスチックには、織物その他の紡織用繊維製品であって、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するものを含む。この場合において、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。
 - (b) 「革」とは、第 41.07 項及び第 41.12 項から第 41.14 項までの物品をいう。
- 4 3 の規定に従うことを条件として、
 - (a) 甲の材料は、外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、アングルパッチ、縁取り、装飾品、バックル、タブ及びアイレットステアー）を考慮しない。
 - (b) 本底の構成材料は、地面に接する面積が最も大きい材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、スパイク、バー、くぎ及び保護物）を考慮しない。

号注

- 1 第 6402.12 号、第 6402.19 号、第 6403.12 号、第 6403.19 号及び第 6404.11 号においてスポーツ用の履物は、次の物品に限る。
 - (a) スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの
 - (b) スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ

この類においては、若干の例外（この総説の最後に記述されている除外例を参照）を除き 64.01 項から 64.05 項までの各項には、形状及びサイズ、特に用途、製造方法及び構成材料の如何を問わず各種のタイプの履物（オーバーシューズを含む。）を含む。

この類の履物には、底の付いていないもろい材料（紙、プラスチックシート等）で足又は靴を覆う使い捨ての物品を含まない。これらの物品は、構成する材料により該当する項に属する。

(A) 履物には、甲が単に調節できるひも又はリボンから成るサンダルから大股までであるブーツ（甲の部分が脚部及び大腿部をカバーし、よりよく保持するために、甲の上部を腰に結びつけるために、ひも等を有していることもある。）までの範囲のものを含む。

この類には、次の物品を含む。

- (1) 通常、室内用若しくは外用の平底靴又はヒールの短靴
- (2) アンクルブーツ、ハーフブーツ、ニーブーツ及びサイブーツ
- (3) 各種のサンダル、エスパドリル（本底が植物性組物材料で、甲がキャンバス製の短靴）、テニスシューズ、ジョギングシューズ、バススリッパその他のカジュアルシューズ
- (4) スポーツ活動用として特に製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの並びにスケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ（この類の号注 1 参照）

ただし、スケートを底に取り付けたローラースケート靴又はアイススケート靴は含まない (95.06)。

- (5) ダンスシューズ
 - (6) 室内用の履物（例えば、Bedroom slippers）
 - (7) ゴム又はプラスチックの成型、木彫により一体として製造された履物
 - (8) その他耐油性、耐薬品性又は防寒用の履物
 - (9) オーバーシューズ類（かかとのないものを含む。）
 - (10) 底を取り付けた使い捨て用履物で、一般に 1 回のみ使用するように製造されているもの
- (B) この類に含まれる履物は、石綿を除き、ゴム、革、プラスチック、木、コルク、繊維用繊維（フェルト及び不織布を含む。）、毛皮、組物材料等のいかなる材料であってもよい。また 71 類の材料をいくらかの割合で含んでもよい。

ただし、この類の限定により、64.01 項から 64.05 項までの各項に所属を決定するのは、本底及び甲の構成材料である。

(C) 64.01 項から 64.05 項までにおいて使用される「本底」とは、それらの履物を履いたときに地面に接する（取り付けたかかと以外）部分をいう。所属の決定上、本底の構成材料は、地面に接する最も大きい表面の材料によって決定する。本底の構成材料の決定に当たっては、本底の一部に取り付けた附属品及び補強材を考慮しない（この類の類注 4 (b) 参照）。これらの附属品及び補強材には、スパイク、バー、くぎ、保護物（繊維用繊維のフロックの薄い層（例えば、図案を表すもの）又は取り外しできる繊維用繊維で、本底に固着されたもので

あつて、埋め込まれていないものを含む。)を含む。

一体として成型されていて底を取り付けてなく、別の本底を必要としない履物（例えば、木靴）の場合には、下部表面の構成材料に基づき所属を決定する。

(D) この類の履物の所属の決定に当たっては、甲の構成材料も考慮する必要がある。甲とは、靴又はブーツの底より上の部分をいう。ただし、プラスチックの成型した底を使用したある種の履物又はアメリカンインディアンのモカシタイプ靴のように底及び甲の全部又は一部が単一の材料片で作られたものは、本底と甲との区別が困難になっている。このような場合、甲は足の横及び上部を覆う部分とする。甲の大きさは、足部及び大腿部を含む脚部全体を包むもの（例えば、漁師用ブーツ）から、簡単なひもから成るもの（例えば、サンダル）まで多種多様である。

甲が二以上の構成材料から成る場合には、当該物品の所属の決定は、甲の外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定する。この場合、アングルパッチ、保護用又は飾り用ストリップ又は縁取り、その他の装飾品（例えば、タッセル、ポンポン、ひも）、バックル、タブ、アイレットステー、ひも又はスライドファスナー等の附属品及び補強材を考慮しない。裏張りの構成材料は、所属の決定上何ら影響を及ぼさない。

(E) この類において「ゴム又はプラスチック」には、織物その他の紡織用繊維製品であつて、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するものを含み、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しないことに注意しなければならない。

(F) 上記 (E) の規定により、この類において「紡織用繊維」には、50 類から 60 類までの繊維、糸、織物、フェルト、不織布、ひも、綱、ケーブル等を含む。

(G) この類において「革」とは、第 41.07 項及び第 41.12 項から第 41.14 項までの物品をいう。

(H) 本底に未完成の甲を取り付けたくるぶしを覆わないブーツボトム又は靴底は、履物（履物の部分品とみなさない。）とみなす。これらの物品は、飾り縁とともに上端部をトリミングし、留め具を取り付けるだけで完成品となる。

この類には、また次の物品を含まない。

- (a) 履物として使用する紡織用繊維製品で、甲に本底をのり付け、縫製その他の方法で取り付けてないもの（第 11 部参照）
- (b) 中古の履物で、ばら積み、ベール、サックその他これらに類する包装で提示されたもの (63.09)
- (c) 石綿製の履物 (68.12)
- (d) 整形外科用の履物 (90.21)
- (e) がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用のスポーツウエア (95 類)

64.01 防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リ

ベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。)

6401.10—履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）

—その他の履物

6401.92—くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）

6401.99—その他のもの

この項には、防水性の履物のうち、本底及び甲（総説（C）及び（D）参照）がゴム（40 類注 1 に規定されたものに限る。）製、プラスチック製又は肉眼により判別できる程度のゴム若しくはプラスチックの外面層を有する紡織用繊維のもの（類注 3（a）参照）であって、この項に掲名されている方法により甲を底に固定し又は組み立てたもの以外のものを含む。

この項には、水その他の液体の浸透を防止するために製造された履物を含み、特に、ある種のスノーブーツ、ガロシュ、オーバーシューズ及びスキー靴を含む。

この項に規定されている材料の一つを一部に、もう一つの材料をその他の部分に使用して製造された履物（例えば、本底はゴム製で、甲は肉眼により判別できる程度（この場合において、プラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。）のプラスチックの外面層を有する紡織用繊維製のもの）であってもこの項に含まれる。

この項には、次のいずれかの方法により、製造された履物を含む。

（1）圧縮成型法

この方法では、しん（場合によっては、裏張りとなる紡織用繊維の「靴下」で包まれている。）を予備成形品又は粒状の材料とともに成形用の型に詰める。

成型は、成形用の型を閉じ、プレスの熱盤の間に置きそれを高温に加熱する。

熱の影響により、予備成形品又は粒状の材料は、ある程度の粘度を有するようになり、しん型と成形用の型との間の空間を満たし余分の材料は、成形用の逃し口から排出される。その後、材料は、加硫硬化（ゴムの場合）又は膠質化（ポリ（塩化ビニル）の場合）する。

成型行程が終わると、成形用の型から靴を取り出し、しんを取り外す。

（2）射出成型法

この方法は、圧縮成型法に類似したものである。異なる点は、圧縮成型法では、予備成形品又は粒状の材料を使用するのに対し、この方法では、成形用の型に注入するのに必要な粘度を与えるため予熱した、ゴムベース又はポリ（塩化ビニル）ベースの混合物が使用される。

（3）スラッシュ成型法

この方法では、ポリ（塩化ビニル）又はポリスチレンのペーストは膠質化した完全な被覆物を形成するために成形用の型に注入される。余分な材料は、逃し口から成形用の型の外に排出される。

（4）回転成型法

この方法は、スラッシュ成型法に類似したものであるが、密閉した成形用の型内でペーストが回転しながら被覆物を形成するという点がスラッシュ成型法と異なる。

（5）ディップ成型法

この方法は、ペーストの中に加熱した成形用の型を浸すものである（この方法は、靴産業では、まれにしか行われていない。）。

(6) 加硫硬化による組立て

この方法は、原料（通常、ゴム又は熱可塑性プラスチック）を硫黄の粉で調製し、圧延してシート状のものを作る。このシートは、本底及び甲の各種部分品（つま革、腰革、カウンター、つま先等）の形にカットする（つや出しすることもある。）。この部分品は、素材が粘着性を持つ程度に加熱し、靴型（その型は、履物の型と一致する）のうえに組み合わせて行く。組み合わせた履物は、靴型に押しつけて圧着、加硫硬化する。この方法により製造された靴は、業界では、「built-up footwear」の名で呼ばれる。

(7) 接着及び加硫硬化

この方法は、事前に組み立てた甲に、ゴム製の本底及びヒールを一回の作業で成型し硬化させるものである。底は、加硫硬化した接合剤により、甲にしっかりと固着する。

(8) 高周波溶着

この方法は、接合剤を使用することなく、熱と圧力により材料を接着するものである。

(9) 接合

この方法は、事前に成型され又はシートからカットされた底を、接着材を使用し、加圧、放置乾燥して甲に接着するものである。加熱時に加圧することもあるが底の材料は、甲に取り付ける前に、最終的な形状になっており、この作業工程中に底の物理的な特性が変わるものではない。

64.02 その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）

—スポーツ用の履物

6402.12—スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ

6402.19—その他のもの

6402.20—履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。）

—その他の履物

6402.91—くるぶしを覆うもの

6402.99—その他のもの

この項には、本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のもので 64.01 項のもの以外のものを含む。

この項に規定されている材料の一つを一部に、もう一つの材料をその他の部分に使用して製造された履物（例えば、本底はゴム製で、甲は肉眼により判別できる程度（この場合において、プラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。）のプラスチックの外面層を有する紡織用繊維製のもの）であってもこの項に含まれる。

この項には、次の物品を含む。

(a) スキー靴（成型した数個の部分品がリベットその他これに類するもので止められたもの）

- (b) 腰革又はカウンターのないクログ（甲は、単一の部分品で構成され、通常、リベット止めによりベース又はプラットフォームに取り付けられている。）
- (c) 腰革又はカウンターのないスリッパ又はミュール：甲（単一の部分品で構成されているか又は縫合以外の方法で組み立てられたもの）は縫合により底に取り付けられている。
- (d) サンドル（甲を横切るストラップ及びカウンター又はヒールストラップが何らかの方法で底に取り付けられたもの）
- (e) ひも式のサンダル（ひもが、プラグ止めにより底に固定されているもの）
- (f) 一体成型法によりできた防水性のない履物（例えば、バススリッパ）

64.03 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）

—スポーツ用の履物

6403.12—スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ

6403.19—その他のもの

6403.20—履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指のまわりにかかるものに限る。）

6403.40—その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）

—その他の履物（本底が革製のものに限る。）

6403.51—くるぶしを覆うもの

6403.59—その他のもの

—その他の履物

6403.91—くるぶしを覆うもの

6403.99—その他のもの

この項には、甲（総説（D）参照）が革製のもので、本底（総説（C）参照）が、次に掲げるもので製造されたものを含む。

- (1) ゴム（40類注1に規定されたもの）
- (2) プラスチック
- (3) 織物その他の紡織用繊維製品のもので、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するもの。この場合において、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。（この類の注3（a）及び総説（E）参照）
- (4) 革（この類の注3（b）参照）
- (5) コンポジションレザー（41類注3の規定に基づき「コンポジションレザー」とは、革又は革繊維をもととして製造したものに限る。）

64.04 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で甲が紡織用織

維製のものに限る。)

ー履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）

6404.11ースポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物

6404.19ーその他のもの

6404.20ー履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）

この項には、甲（総説（D）参照）が紡織用繊維製のもので、本底（総説（C）参照）が 64.03 項（同項解説参照）の履物と同じ材料の履物を含む。

64.05 その他の履物

6405.10ー甲が革製又はコンポジションレザー製のもの

6405.20ー甲が紡織用繊維製のもの

6405.90ーその他のもの

この類の注 1 及び注 4 の規定に従うことを条件として、この項には、この類の前項までに記載されていない材料又はこれらを組み合わせた材料の本底及び甲を有しているすべての履物を含む。

この項には、特に次の物品を含む。

(1) 本底がゴム製又はプラスチック製のもので、甲がゴム製、プラスチック製、革製又は紡織用繊維製以外の材料でできている履物

(2) 本底が革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製又は紡織用繊維製以外の材料でできている履物

(3) 本底が木製、コルク製、ひも製又は綱製、板紙製、毛皮製、織物製、フェルト製、不織布製、リノリウム製、ラフィア製、麦わら製、へちま製等の履物

なお、これらの履物の甲は、材料が何であるかを問わない。

この項には、64.01 項から 64.05 項に規定されている履物を未だ構成しておらず又は履物としての特性を有していない部分品の集合体（例えば、甲（中底を取り付けてあるかないかを問わない。)) を含まない。

**64.06 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）
及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、
レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品**

6406.10ー甲及びその部分品（しんを除く。）

6406.20ー本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）

6406.90ーその他のもの

- (I) 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品

この項には、次の物品を含む。

(A) 履物の各種の部分品で、石綿製以外の材料製のもの

履物の部分品は、それを取り付ける履物のタイプ又はスタイルに従って各種の形状のものがある。

これらには、次の物品を含む。

- (1) 甲の部分品：例えば、つま革、飾革、腰革、裏革、鼻緒、甲の概形にカットされた靴製造用の革片を含む。
 - (2) しん：腰革と裏革の間又は飾革と裏革の間に入れ、履物のこれらの部分の堅固さと密着性を持たせるためのものである。
 - (3) 内底、中入れ底、本底：半底及びパテナを含む。更に、内底の表面に接着する中敷きを含む。
 - (4) 履物の曲線的アーチを形成するために底に入れるアーチサポーター又は土ふまずしん（通常、木製、革製、繊維板製又はプラスチック製）
 - (5) 木製、ゴム製等の各種のかかと（接着のもの、くぎ止めのもの、ねじ止めのものを含む。）及びかかとの部分品（例えば、化粧革）
 - (6) スポーツ用靴のスタッド、スパイク等
 - (7) 64.01 項から 64.05 項までに規定する履物を未だ構成しておらず又履物としての重要な特性を有していない部分品の集合体：例えば、甲（中底を取り付けてあるかないかを問わない。）
- (B) 履物の内部に使用される附属品（石綿製のものを除く。）：取り外し可能な中敷き、hose protectors（ゴム製又はゴム加工した織物製等）及び取り外し可能なヒールクッション

(II) ゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品

これらの物品は、脚部の一部又は全部及び場合によっては、足の一部（例えば、くるぶし、甲）を覆うように製造されている。これらは、ソックス及びストッキングとは異なり、足の全体を覆うものではない。

これらは、石綿を除き、その材料を問わない（革、キャンバス、フェルト、メリヤス編物又はクロセ編物等）。

これらは、ゲートル、レギンス、スパッツ、パティー、登山用ストッキング（足の部分のないもの）、レッグウオーマーその他これらに類する物品を含む。

これらの物品のある種のもは、足の土ふまずの部分にかけるためのひも又はゴムのバンドが付いているものもある。

この項にはまた、上記の物品の部分品として明らかに認められるものを含む。

*

* *

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 長尺のウエルト：革製又はコンポジションレザー製（42.05）、プラスチック製（39類）及びゴム製（40類）のもの
- (b) ひざ当て及びアングルサポーター（弱い関節部分を単に支持し、保護するようにデザインされたゴム加工した織物から成るもの）：これらは、構成する材料によりそれぞれ該当する項に属する。
- (c) 幼児用のワンピースレギンス（タイツ）：これらの物品は、ウエストまで届く衣類で、脚部に密着するものであるが、更に足全体を包むものもある（61類又は62類）。
- (d) 石綿製の履物の部分品及び附属品（68.12）
- (e) 寸法をとって作られたアーチサポーター用の特殊中敷き及び整形外科用のもの（90.21）
- (f) クリケットパッド、すね当て、ひざ当てその他のスポーツ用の保護物品（95.06）
- (g) 木くぎ、くぎ、アイレット、フック、バックル、プロテクター、組ひも、ポンポン及びひも（それぞれの該当する項に属する。）、ボタン、スナップファスナー、プレススタッド及び押しボタン（96.06）並びにスライドファスナー（ジッパー）（96.07）